

千葉県共通封筒広告掲載要領

(設置)

第1条 この要領は、千葉県（以下「県」という。）が共通して使用する封筒（以下「共通封筒」という。）への広告掲載に関し、千葉県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び千葉県広告掲出基準（以下「掲出基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告事業の範囲)

第2条 共通封筒に掲載する広告事業の範囲は、要綱及び掲出基準に定めるところによる。

(広告の規格等)

第3条 広告は、共通封筒の裏面に記載することとし、規格、掲載位置等については、別に定める仕様書によるものとする。

2 広告には、分かりやすい位置・体裁で「広告」の表示を入れなければならない。

(広告取扱事業者の選定)

第4条 共通封筒に掲載する広告の取扱いを受託する者（以下「広告取扱事業者」という。）は、一般競争入札により選定する。

(契約の締結)

第5条 広告取扱事業者は、県と共通封筒への広告掲載に関する契約を締結するものとする。

(広告主の選定及び承認)

第6条 広告取扱事業者は、要綱、掲出基準及びこの要領（以下「要綱等」という。）を厳守の上、共通封筒に掲載する広告を表示する者（以下「広告主」という。）を選定するとともに、広告主及び広告内容の可否について、県が指定する期日までに県と協議し、承認を受けなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告取扱事業者は、要綱等及び仕様書に基づき、あらかじめ県と協議の上、広告原稿を作成するものとし、完全版下原稿を県が指定する期日までに提出し、県

の承認を受けなければならない。

2 広告原稿の作成及び提出に要する経費は、広告取扱事業者が負担するものとする。

(広告内容の変更又は修正)

第8条 県は、広告内容が、要綱等及び仕様書に違反し、又は誤りがあると判断したときは、広告取扱事業者に対して変更又は修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告取扱事業者は、広告掲載料を県が発行する納入通知書により、指定された期限までに一括して納付するものとする。

2 県の責に帰すべき事由により広告の掲載又は広告を掲載した共通封筒（以下「広告掲載封筒」という。）の使用を中止したときを除き、納付された広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の中止)

第10条 県は、広告主又は広告内容が、要綱等に違反することが判明したときは、広告の掲載又は広告掲載封筒の使用を中止することができる。

2 前項の場合において、県は損害賠償の責を負わない。

(広告取扱事業者の責務)

第11条 広告取扱事業者は、広告内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱事業者は、第8条の規定により県から広告内容の変更又は修正を求められたときは、自らの負担で速やかに修正しなければならない。

3 県が、第10条第1項の規定により広告の掲載又は広告掲載封筒の使用を中止したときは、広告取扱事業者は、当該中止に伴い生じる経費を負担するものとする。

4 広告取扱事業者は、広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容にかかわる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。

5 第三者から、広告に関連して損害を被ったという申し出がなされた場合は、広告取扱事業者の責任及び負担において解決するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。